

○ 義務教育等教員特別手当

・概要

- (1) 義務教育等教員特別手当とは、「人材確保法」に基づき、教員給与を優遇する趣旨から昭和50年に新設された手当である。
- (2) 支給対象者は義務教育諸学校と高等学校等に勤務する教育職員である。充て指導主事を含む。
- (3) 支給額は、月額定額とし、20,200円を超えない範囲で、職務の級・号給の範囲ごとに人事委員会規則で定められている。市町村立学校職員の給与の支給に関する規則別表第5を参照。
- (4) 再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等は、週当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数切り捨て）。
- (5) この手当は、給料の調整額等その他の計算の基礎とならない。
- (6) 職員が次のいずれかに該当するときは、支給されない。
(月の中途の場合は、日割計算となる。)
 - ① 無給休職
 - ② 停職
 - ③ 専従休職
 - ④ 育児休業
 - ⑤ 大学院修学休業
 - ⑥ 自己啓発等休業
 - ⑦ 派遣条例の規定により派遣された場合
 - ⑧ 休職等より復職した場合
 - ⑨ 配偶者同行休業

・関係法令等

- (1) 職員の給与に関する条例 第18条の2
- (2) 職員の給与の支給に関する規則 第33条の10～第33条の12
- (3) 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例 第8条の9
- (4) 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則 第7条～第9条
- (5) 義務教育等教員特別手当の支給に関する運用基準

以 下 余 白